

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

付則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則第2項の前に見出しとして「(施設等の管理の特例)」を付し、同項を次のように改める。

2 指定管理者が指定されていない施設等の管理は、市長が行うものとする。この場合において、第16条、第17条、第18条及び第27条の規定の適用については、第16条中「指定管理者は、市長の承認を得て」とあるのは「市長は」と、第17条、第18条及び第27条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

付則に次の2項を加える。

3 前項の場合において、市長は、別表第4の3の表から5の表までに定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を利用者から徴収するものとする。

4 第21条第1項、第3項及び第4項本文、第23条並びに第24条の規定は、前項の使用料について準用する。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

町田市立公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(施設等の管理の特例)</u></p> <p>2 <u>指定管理者が指定されていない施設等の管理は、市長が行うものとする。この場合において、第16条、第17条、第18条及び第27条の規定の適用については、第16条中「指定管理者は、市長の承認を得て」とあるのは「市長は」と、第17条、第18条及び第27条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、市長は、別表第4の3の表から5の表までに定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を利用者から徴収するものとする。</u></p> <p>4 <u>第21条第1項、第3項及び第4項本文、第23条並びに第24条の規定は、前項の使用料について準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 <u>この条例施行の際、すでに設置されている施設の管理については、別の条例の定めるところによる。</u></p>